

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(No.10)
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	柳橋 仁機
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区
【報告義務発生日】	令和7年3月31日
【提出日】	令和7年4月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	4名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の増加 単体株券等保有割合の1%以上の減少 担保契約等重要な契約の変更 共同保有者の追加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社カオナビ
証券コード	4435
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	柳橋 仁機
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社カオナビ
勤務先住所	東京都渋谷区渋谷 2 丁目24番12号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社カオナビ 柚野祐子
電話番号	090-2652-9746

(2) 【保有目的】

発行会社の創業者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者1は、令和7年2月13日付で公表されたキーストーン インベストメント ホールディングス エルピー(Keystone Investment Holdings, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。)による発行者の普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に際して、公開買付者及び提出者3との間で、同日付で、公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しており、提出者1が所有する発行者株式の全て(但し、提出者1が所有発行者株式のうち、譲渡制限付株式である8,300株(以下「本譲渡制限株式」といいます。))を除き、また、提出者1が所有する発行者株式のうち、株式会社三菱UFJ銀行に対する担保権が設定された185,000株(以下「本担保付株式」といいます。)については、公開買付け期間中に担保設定が解除できた場合に限り、)について、本公開買付けに応募すること等の合意をしております。

提出者1は本応募契約に基づき、保有する発行者の普通株式3,030,109株及び親権者として保有する親権未成年所有株式4,319株について本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年3月31日に成立しました。なお、本公開買付けの決済開始日は2025年4月7日です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,300		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,300	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月31日現在)	V	11,940,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		25.75

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年3月13日	新株予約権証券	38,000	0.32	市場外	処分	行使期間満了により失効
令和7年3月31日	株券(普通株)	3,030,109	25.38	市場外	処分	4,380
令和7年3月31日	株券(普通株)	4,319	0.04	市場外	処分	4,380

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年8月3日付で取得した5,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本株式の譲渡制限は令和4年8月3日から3年間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととなっております。

令和5年8月3日付で取得した1,300株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本株式の譲渡制限は令和5年8月3日から3年間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととなっております。

令和6年7月31日付で取得した2,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本株式の譲渡制限は令和6年7月31日から3年間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととなっております。

本応募契約について

本応募契約の概要は、以下のとおりです。

- 1 提出者1は、本公開買付けが開始された場合、速やかに、本譲渡制限株式及び本担保付株式を除き、自己が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募するものとし、かつ、応募後、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、本応募の結果成立した発行者株式の買付けに係る契約を解除しないものとする。
- 2 提出者1による上記1の義務の履行は、本応募契約で定められる一定の条件が充足され、又は放棄されていることを条件とする。
- 3 提出者1は、本担保付株式について、実務上可能な限り速やかに担保設定を解除するよう商業上合理的な努力を行う。
- 4 提出者1は、発行者株式を保有しなくなる日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、かかる株主総会において、公開買付者の指示に従って発行者株式に係る議決権を行使する。また、提出者1は、自らが発行者株式を保有しなくなる日までの間、発行者株式に係る議決権その他の一切の株主権について、公開買付者の指示に従って、これを行行使し又は行使しないものとする。

提出者1は本応募契約に基づき、保有する発行者の普通株式3,030,109株及び親権者として保有する未成年所有株式4,319株について本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年3月31日に成立しました。なお、本公開買付けの決済開始日は2025年4月7日です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	17,148.80

<p>上記(Y)の内訳</p>	<p>平成23年9月29日新株予約権45株取得 平成26年3月31日新株予約権10株行使 平成26年3月31日新株予約権20株取得 平成27年3月31日付株式分割(1:10)により普通株式1,602株、新株予約権495株取得 平成27年3月31日新株予約権85株取得 平成30年3月28日付株式分割(1:10)により普通株式15,849株、新株予約権5,715株取得 平成30年12月15日付株式分割(1:100)により普通株式1,743,390株、新株予約権628,650株取得 平成30年12月20日新株予約権220,000株行使 平成31年3月15日売出しによる普通株式152,000株処分 令和2年1月1日付株式分割(1:2)により普通株式1,829,000株、新株予約権415,000株取得 令和2年8月7日付株式報酬として普通株式100株取得 令和2年9月11日立会外分売による普通株式253,500株処分 令和3年3月19日新株予約権140,000株放棄 令和3年8月6日付株式報酬として普通株式100株取得 令和3年9月28日新株予約権120,000株消滅 令和4年2月28日普通株式300,000株処分 令和4年8月3日付株式報酬として普通株式5,000株取得 令和4年8月25日立会外分売による普通株式200,000株処分 令和5年8月3日付株式報酬として普通株式1,300株取得 令和6年3月30日新株予約権400,000株消滅 令和6年7月31日付株式報酬として普通株式2,000株取得 令和7年1月28日新株予約権132,000株行使 令和7年3月13日新株予約権38,000株消滅 令和7年3月31日普通株式3,030,109株処分 令和7年3月31日普通株式4,319株処分</p>
<p>取得資金合計(千円)(W+X+Y)</p>	<p>17,148.80</p>

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	柳橋 千弘
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社力オナビ 柚野祐子
電話番号	090-2652-9746

（2）【保有目的】

--

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月31日現在)	V	11,940,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.34

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年3月31日	普通株式	40,272	0.34	市場外	処分	4,380

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	柳橋事務所株式会社
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年8月2日
代表者氏名	柳橋 仁機
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産管理等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社カオナビ 柚野祐子
電話番号	090-2652-9746

(2)【保有目的】

発行会社の代表者の資産管理会社であり、安定株主として保有しております。

但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者3は、本公開買付けに際して、公開買付け者及び提出者1との間で、同日付で、本応募契約を締結しており、提出者3が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募すること等の合意をしております。

提出者3は本応募契約に基づき、保有する発行者の普通株式300,000株について本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年3月31日に成立しました。なお、本公開買付けの決済開始日は2025年4月7日です。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月31日現在)	V	11,940,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.52

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年3月31日	普通株式	300,000	2.51	市場外	処分	4,380

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>本応募契約について 本応募契約の概要は、以下のとおりです。</p> <p>1 提出者3は、本公開買付けが開始された場合、速やかに、自己が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募するものとし、かつ、応募後、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、本応募の結果成立した発行者株式の買付けに係る契約を解除しないものとする。</p> <p>2 提出者3による上記1の義務の履行は、本応募契約で定められる一定の条件が充足され、又は放棄されていることを条件とする。</p> <p>3 提出者3は、発行者株式を保有しなくなる日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、かかる株主総会において、公開買付者の指示に従って発行者株式に係る議決権を行使する。また、提出者3は、自らが発行者株式を保有しなくなる日までの間、発行者株式に係る議決権その他の一切の株主権について、公開買付者の指示に従って、これを行行使し又は行使しないものとする。</p> <p>提出者3は本応募契約に基づき、保有する発行者の普通株式300,000株について本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年3月31日に成立しました。なお、本公開買付けの決済開始日は2025年4月7日です。</p>

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー (Keystone Investment Holdings, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和6年3月6日
代表者氏名	スーザン・バス (Susan Bass)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるキーストーン インベストメント ホールディングス ジーピー エルエルシーのヴァイス・プレジデント
事業内容	発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の取得及び所有、発行者の事業活動の管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 濱田 啓太郎
電話番号	03-6250-6200

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,718,072		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,718,072	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,718,072
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月31日現在)	V	11,940,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		73.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 柳橋 仁機
2. 柳橋 千弘
3. 柳橋事務所株式会社
4. キーストーン インベストメント ホールディングス エルピー (Keystone Investment Holdings, L.P.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,726,372		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,726,372	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,726,372
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年3月31日現在)	V	11,940,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		73.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		28.59

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
柳橋 仁機	8,300	0.07
柳橋 千弘	0	0.00
柳橋事務所株式会社	0	0.00
キーストーン インベストメント ホール ディングス エルピー (Keystone Investment Holdings, L.P.)	8,718,072	73.02
合計	8,726,372	73.09